

社会福祉法人碧南市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人碧南市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という）の役員等の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(役員)

第2条 この規程において「役員等」とは、社会福祉協議会の定款で定めた理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員をいう。

(報酬の支給)

第3条 役員等がその職務に従事したときは、報酬を支給し、その額は日額3,000円とする。

(費用弁償)

第4条 役員等が職務のために旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額及び支給方法については、社会福祉法人碧南市社会福祉協議会旅費規程を準用する。

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年12月14日から施行する。